

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公表番号】特表2019-516496(P2019-516496A)  
 【公表日】令和1年6月20日(2019.6.20)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-023  
 【出願番号】特願2018-560843(P2018-560843)  
 【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【FI】

A 6 1 F 9/007 1 7 0

A 6 1 F 9/007 1 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月15日(2020.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドラッグを保持するように構成された容器であって、弛緩状態及び膨張状態間で拡張可能な当該容器と、

この容器に流動的に結合されたコネクタであって、管腔がこのコネクタ内に形成されており、このコネクタ内で前記ドラッグが前記容器から前記管腔を経て送給個所に流れるように設定されている当該コネクタと、

前記管腔内のヒドロゲルであって、このヒドロゲルは前記容器からの前記ドラッグの送給レートを制御するとともに前記ドラッグを前記管腔から前記送給個所に送給するように構成されている当該ヒドロゲルと、  
 を具える涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項2】

請求項1に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、前記ヒドロゲルは、前記涙腺ドラッグ送給デバイスが埋め込まれる前には前記ドラッグがこのヒドロゲルから分離された乾燥状態と、前記涙腺ドラッグ送給デバイスが埋め込まれた後には前記ドラッグがこのヒドロゲルにより吸収された湿潤状態とを有するようになっている涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項3】

請求項1に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、前記コネクタは第2の管腔を有し、前記送給ガイドがこの第2の管腔の内部に除去可能に配置されている涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項4】

請求項3に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、前記送給ガイドがガイドワイヤを有している涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項5】

請求項4に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、前記ガイドワイヤはこれを貫通する開口部を有し、前記ドラッグがこの開口部を通して送給されて前記容器を弛緩状態から膨張状態に転移させるようにした涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項6】

請求項 3 に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、この涙腺ドラッグ送給デバイスが更に、前記第 2 の管腔内にバルブを有し、前記涙腺ドラッグ送給デバイスが除去された際にこのバルブにより前記第 2 の管腔を封止するようになっている涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスであって、前記容器を患者の涙嚢内に送給するように前記容器に着脱自在に結合された送給ガイドをさらに具える涙腺ドラッグ送給デバイス。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の涙腺ドラッグ送給デバイスにおいて、前記ドラッグの流動抵抗が、前記ヒドロゲルの架橋結合により変更可能である涙腺ドラッグ送給デバイス。